

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ 報酬算定・運営基準

「平成30年度介護職員処遇改善計画書の受付を開始します」

「平成30年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について」

「指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します《平成30年4月1日より》」

「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について（平成29年度後期分）」

○ お知らせ

「介護職員就業促進事業説明会を開催します」

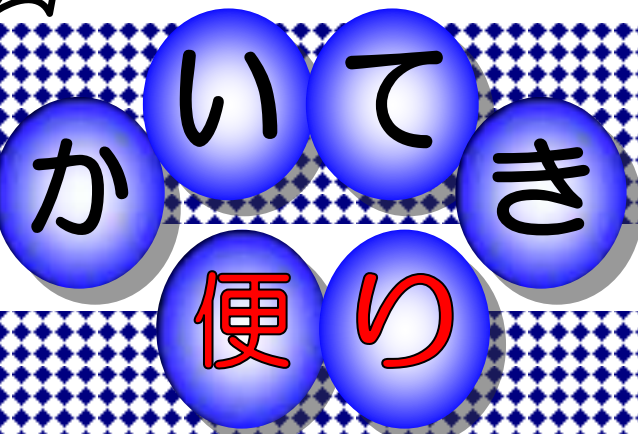
「【平成30年度新規事業のご案内】介護職員奨学金返済・育成支援事業を実施します」

「平成29年度 訪問看護にかかる支援策について」

「福祉人材と福祉現場をつなぐ福祉人材情報のポータルサイト「ふくむすび」～東京都福祉人材情報バンクシステム～がオープンしました！」

「平成29年度介護支援専門員向け講習会のお知らせ」

「寒い冬、暖かい高齢者のふところが狙われています。福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」



平成30年 2月1日発行 第163号

○ 平成30年度介護職員処遇改善計画書の受付を開始します

報酬算定・運営基準

平成30年4月から介護職員処遇改善加算を算定する場合は、平成30年介護職員処遇改善計画書を平成30年2月28日（水曜日）【期限必着】までに御提出ください。

以下の法人は御提出が必要です。

- ・ 平成29年度に介護職員処遇改善加算を取得しており、平成30年度も引続き加算を算定する法人（年度更新）
- ・ 平成30年4月以降、初めて介護職員処遇改善加算を取得する法人（新規申請）

東京都提出分の計画書様式、記載方法等につきましては、下記ホームページに掲載しています。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

【郵送先】提出はすべて郵送にて受け付けます。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎26階

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課 介護職員処遇改善加算担当あて

【お問合せ先】 介護保険課 介護事業者担当 介護職員処遇改善加算担当

TEL 03-5320-4343

※受付時間：平日9時00分～17時30分（12時00分～13時00分を除く）

○ 平成30年度指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます（平成12年老企第36号参照）。

については、平成30年度も引き続き事業を実施する全ての事業所は、平成29年度（4月から2月まで）の1月当たりの平均利用延人員数を計算し、平成30年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

また、平成29年度（4月から2月まで）の実績が6月に満たない事業所または、平成30年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。

（※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。）

受付期間 平成30年3月1日から3月15日(木曜日)まで【期限必着】

計算方法や必要書類等の案内は2月中旬以降、下部 URL からダウンロードできます。

◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション(介護老人保健施設除く)」

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【提出及びお問合せ先】 〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-3344-8517

◆通所リハビリテーション(介護老人保健施設みなし指定)

【計算方法・必要書類等掲載先】 東京都福祉保健局ホームページ>分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

【提出先及びお問合せ先】 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当 TEL03-5320-4264

○ **指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します**
《平成30年4月1日より》

平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します。
これに伴い、事業者の指定や届出の受付等は、事業所がある場所の区市町村が行います。

(平成30年4月1日より区市町村が行う事務の例)

- ・居宅介護支援事業者の指定、指定更新
- ・変更届、休止届又は廃止届の收受
- ・指定居宅介護支援事業所に対する勧告、命令及び指定取り消し等 など

なお、事業所所在地の区市町村以外の被保険者へのサービス提供は引続き可能です。

詳細は以下のホームページにも掲載しておりますので御確認下さい。

(制度改正に伴う取扱いのお知らせがある場合はこちらに掲載します。定期的に御確認ください。)

【東京都福祉保健局ホームページ】

⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

>指定後の届出・手続き・通知等> 1 居宅介護支援

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/1_kyotakusien.html)

【お問合せ先】 介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4593

○居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書の提出について (平成29年度後期分)

居宅介護支援事業所では、居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護等のサービスについて、「特定事業所集中減算に係る届出書」を半年ごとに作成することになっています。

この届出は、いずれかのサービス種別について紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、減算の有無や正当な理由の有無にかかわらず、必ず東京都(※)に提出する必要があります。平成29年度後期分(平成29年9月1日から平成30年2月28日まで)の提出期間は3月1日から3月15日までになります。

※ 中核市への移行により、八王子市内に所在する居宅介護支援事業者は八王子市役所へご提出いただくこととなります。詳しくは、八王子市役所へお問合せください。

また、特定事業所集中減算の適用状況について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算届)」の提出も必要となる場合があります。以下の①か②に該当する場合は、「特定事業所集中減算に係る届出書」に加えて、「加算届」も一緒にご提出ください。

- ① 平成29年度前期は減算に該当していなかったが、平成29年度後期から減算に該当する
- ② 平成29年度前期は減算に該当していたが、平成29年度後期から減算に該当しなくなる

<提出先> 〒163-8001 (住所不要) 東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課 介護事業者担当

平成28年4月1日より、地域密着型通所介護が居宅介護支援における特定事業所集中減算の対象となりました。提出書類の様式とQ&Aが変更されています。変更後の提出書類の様式やQ&Aを以下のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算(平成28年度前期分以降) のページです。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html

【お問合せ先】介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4175

○ 介護職員就業促進事業説明会を開催します

東京都では、介護人材不足の解消に向け、「トライアル雇用事業」を実施いたしております。この度、平成30年度より、トライアル雇用事業を「介護職員就業促進事業」として新たに実施する予定です。

このことに伴い、下記日程で介護職員就業促進事業に関する説明会を開催いたします。ご興味ある法人様はご参加いただきますようお願いいたします。（6月頃第2回を予定しています。）

なお、本事業へのご参加には説明会の参加が必須となりますのでご注意ください。

【介護職員就業促進事業のポイント】

- ・介護業務への就業を希望する方を都内の介護施設等で雇用し、介護業務に従事してもらうとともに、介護職員初任者研修等を受講してもらいます。※雇用は最大6か月の有期雇用契約になります。
- ・雇用中の給料・研修受講費用等は東京都が負担します！
- ・有期雇用契約期間終了後の継続雇用も可能です！

【トライアル雇用事業からの変更点】

- ・事業者選定審査会がなくなり一定の要件を満たせば申請したすべての事業所が対象事業所になります！
- ・無資格者だけでなく有資格者まで対象拡大します！
（介護福祉士・実務者研修修了者は除きます。）
- ・常勤だけでなく短時間勤務（週20時間以上）まで対象拡大します！

【開催日程】

平成30年3月6日（火曜日）

第1部：10時から11時30分まで

第2部：14時から15時30分まで

第3部：18時から19時30分まで

※3回とも説明する内容はすべて同じです。

【会場】

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル（東京都渋谷区代々木3丁目25-3）

【申込方法等】

申込期限は平成30年2月21日（水曜日）17時必着

「参加申込書」に必要事項を記入の上、郵送またはFAXで送付してください。

申込みは法人ごとになります。（事業所ごとではありません）

※詳細は福祉保健局のホームページに掲載します。

【お問合せ先】

福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 電話03-5320-4267

※本事業の実施は、平成30年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。

お知らせ

○【平成30年度新規事業のご案内】介護職員奨学金返済・育成支援事業を実施します

東京都では、平成30年度より介護保険事業所等に就職した新卒者等を計画的に育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、日本学生支援機構等から奨学金貸与を受けた者に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する介護事業所等を支援する事業を新たに実施します。

詳細は、3月のかいてき便りに掲載予定ですが、対象となる方1人当たり年60万円、5年間を上限として東京都から介護事業者へ全額補助します。

なお、5月に事業者向け説明会の開催を予定しておりますので、是非ご参加ください。

【問合せ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当
03-5320-4267

※本事業の実施は、平成30年度歳入歳出予算が東京都議会で可決された場合に確定します。

お知らせ

○平成29年度訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 対象分野：訪問看護・皮膚排泄ケア・認知症看護・緩和ケア	締切：2月9日(金) 今年度最終です！
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 ①研修参加時の代替 ②産休・育休・介休取得時の代替	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 ★右記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要</u> です また、平成30年3月1日開設の場合は、右記期限によらず下記担当へご連絡ください。	

事業名

申請期限等

東京都訪問看護教育ステーション

申込み受付中

都内9か所から13か所に拡大して実施中！
体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください

東京都訪問看護教育ステーション事業 『新任訪問看護師交流会』の開催

【目的】本交流会は、新任訪問看護師同士の交流や、経験豊富な訪問看護師の方々からの新任訪問看護師への助言等を行う事を目的に開催します。

【対象】訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師の方

【お申込み方法】「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施ステーションへFAXで直接お申込みください。


その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

その他の取組

	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第9回	<p>山の上ナースステーション</p> <p>第1部 ミニレクチャー 「制度改正で何が変わる？わかりやすく解説します」</p> <p>第2部 交流会 「地域で繋がる・・・日頃の悩みや不安を解決して、楽しく訪問看護を」</p>	<p>2月16日(金)18:30～20:00</p> <p>会場:山の上ナースステーション 2階</p> <p>住所:日野市豊田3-24-4 ノムラメディカルビル (JR中央線豊田駅下車徒歩5分程度)</p>	<p>山の上ナースステーション</p> <p>FAX 042-843-2883</p> <p>締切 2月9日(金)</p>

今年度は上記1回で終了です。(第8回までは終了しました。)

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL : 03-5320-4267 FAX : 03-5388-1425

○ 福祉人材と福祉現場をつなぐ福祉人材情報のポータルサイト

「ふくむすび」～東京都福祉人材情報バンクシステム～ がオープンしました！

超高齢社会への対応、待機児童対策や障害者の地域生活支援など、今後ますます必要となる福祉サービスを担う人材を確保するため、「福祉職場に興味のある方」と「人材を求める福祉職場」をつなぐWebサイト『ふくむすび』を新たに開設しました。

一人でも多くの方が、自分に合った福祉職場を見つけられるよう、様々な情報を発信していきます。ぜひご活用ください。

○「ふくむすび」のイメージ



○サイトの特徴

- ・サイト登録によりマイページが作成され、興味のある情報を自動で配信。
- ・「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」をした事業所の情報、都内約3万の福祉事業所や地域の講習会、ボランティア参加情報等を掲載。
- ・都内自治体を実施する働く方に向けた支援策を掲載。

○アクセス方法

スマートフォンからも利用できます。

【サイトURL】

<https://www.fukushi.jinzai.metro.tokyo.jp>



○問合せ先等

問合せ先：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 人材対策推進室

電話：03-6261-3925

事業実施主体：福祉保健局総務部企画政策課事業推進担当 電話：03-5320-4201

○平成29年度介護支援専門員向け講習会のお知らせ

介護支援専門員が、ケアプラン等を作成するためには、福祉用具や住宅改修の知識が必要です。（公財）東京都福祉保健財団では、新たに介護支援専門員になられる方等に、福祉用具や住宅改修での「介護支援専門員の役割」について、基礎的な知識を学んでいただくための講習会を実施しています。

受講をご希望の方は当財団HPをご確認の上、お申込みください。

第3回（平成30年3月8日開催）

第4回（平成30年3月9日開催）

※各回同一の内容です。

各回定員100名 講習料各回2,000円

【お問合せ】

詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

<http://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/koushukai.html#k04>

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部福祉情報室地域支援担当

電話03-3344-8514

○ 寒い冬、暖かい高齢者のふところが狙われています。

福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から 平成30年3月31日（土曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京暮らしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）

>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）